

臨海部大規模土地利用調整会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 川崎臨海部再編整備に伴う大規模土地利用転換（以下「本土地利利用転換」という。）において、我が国が抱える課題の解決につながる公共性の高い土地利用転換を早期に実現するとともに、川崎臨海部における地域の持続的な発展につなげるために、新たに導入する機能や基盤整備等に関して、川崎市と関係省庁等が一体となつて必要な措置等を検討することを目的として、臨海部大規模土地利用調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）本土地利利用転換における導入機能に関すること
- （2）本土地利利用転換における基盤整備に関すること
- （3）前二号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（組織）

第3条 調整会議は、座長及び委員をもって組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

2 調整会議は座長が招集し、会議を主宰する。

3 座長は、必要があると認めるときは、調整会議に関係職員その他の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第4条 調整会議の事務局は、川崎市に置く。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、座長が調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月24日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

座長	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
委員	内閣府地方創生推進事務局審議官
	川崎市長
	川崎市副市長